小平市耐震改修促進計画

(平成 28 年度~平成 37 年度)

平成 29 年 2 月 小 平 市

目 次

第	1	章 はじめに	1
	4		
	1		
	2		
	3		
	4	計画期間	
第	2	2章 基本方針	4
	1	想定される地震の規模・被害の状況	
	2		
	3		
	J		
<u>第</u>	3	3章 耐震化の促進を図るための施策	11
	1	基本的な取組方針	
	2	_ , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
	_		
<u>第</u>	4	1章 耐震化に係る総合的な施策の展開	1 3
	1	耐震化に係る啓発	
	2		
	3		
	J		

第1章 はじめに

1 計画策定及び見直しの背景

平成 18 年 1 月に施行された建築物の耐震改修の促進に関する法律 (平成 7 年法律第 123 号。以下「耐震改修促進法」という。)改正法により、市町村は耐震改修促進計画を定めるよう努めることとされた。これを受けて、本市は、小平市耐震改修促進計画(以下「本計画」という。)を平成 21 年 2 月に策定した。

このたび、耐震改修促進法の改正 (平成 25 年 11 月施行)、東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例の制定 (平成 23 年 4 月施行)など関係法令の動向や、これまでの耐震化の進捗状況を踏まえ、計画の見直しを行うものである。

2 計画の目的と位置付け

本計画は、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図り、地震による建築物の倒壊などから市民の生命及び財産を守ることを目的とし、耐震改修促進法第6条に基づき策定する。

また、本計画は、東京都耐震改修促進計画(平成28年3月改定)及び小平市地域防災計画との整合を図るものとする。

3 対象区域及び対象建築物

本計画の対象区域は、小平市全域とする。

対象とする建築物は、原則として建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)における新耐震基準(昭和 56 年 6 月 1 日施行)導入以前に建てられた建築物のうち、次に示すものとする。

■ 耐震改修促進計画の対象建築物

対象	東建築物の分類	内容	備考
住	中	・戸建住宅(長屋住宅を含む) ・共同住宅	
特定	特定既存耐震 不適格建築物	・多数の者が利用する一定規模 以上の建築物など	耐震改修促進法 第14条
建築物	要緊急安全確 認大規模建築 物	・不特定多数の者が利用する大 規模建築物など ・耐震診断義務付けあり	耐震改修促進法附則第3条第1項
載建	全確認計画記 築物 と上重要な市有	・特定緊急輸送道路沿道建築物 ・耐震診断義務付けあり ・市庁舎、避難所となる小中学	耐震改修促進法第7条第1項
建築		校など防災上重要な建築物	

特定建築物一覧

	C 注 未 物 見			
	用途	特定既存耐震不適格 建築物の規模要件	指示 ^{※1} 対象となる特 定既存耐震不適格建 築物の規模要件	要緊急安全確認大規 模建築物の規模要件
学校	小学校、中学校、 義務教育学校、中 等教育学校の前期 課程、特別支援学 校	階数 2 以上かつ 1, 000 ㎡以上** ²	階数 2 以上かつ 1,500 ㎡以上** ²	階数 2 以上かつ 3,000 ㎡以上** ²
	上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1, 000 ㎡以上	_	_
	育館 (一般公共の用 供されるもの)	階数1以上かつ 1,000 ㎡以上	階数 1 以上かつ 2, 000 ㎡以上	階数 1 以上かつ 5, 000 ㎡以上
トţ	ーリング場、スケー 場、水泳場その他こ らに類する運動施設	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上	階数 3 以上かつ 2,000 ㎡以上	階数 3 以上かつ 5,000 ㎡以上
病院	完、診療所 記、診療所	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上	階数 3 以上かつ 2,000 ㎡以上	階数 3 以上かつ 5, 000 ㎡以上
	場、観覧場、映画 演芸場	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上	階数 3 以上かつ 2,000 ㎡以上	階数 3 以上かつ 5,000 ㎡以上
集会	会場、公会堂	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上	階数 3 以上かつ 2,000 ㎡以上	階数 3 以上かつ 5,000 ㎡以上
展表	下場	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上	階数 3 以上かつ 2,000 ㎡以上	階数 3 以上かつ 5,000 ㎡以上
	 市場	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上	_	_
のイ	遺店、マーケットそ 也の物品販売業を営 5舗	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上	階数 3 以上かつ 2,000 ㎡以上	階数 3 以上かつ 5,000 ㎡以上
ホラ	テル、旅館	階数 3 以上かつ 1, 000 ㎡以上	階数 3 以上かつ 2, 000 ㎡以上	階数 3 以上かつ 5, 000 ㎡以上
	貸住宅(共同住宅に る)、寄宿舎、下宿	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上	_	_
	务所	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上	_	_
入戶	人ホーム、老人短期 所施設、福祉ホーム D他これらに類する D	階数 2 以上かつ 1,000 ㎡以上	階数 2 以上かつ 2, 000 ㎡以上	階数 2 以上かつ 5, 000 ㎡以上
童四	人福祉センター、児享生施設、身体障害 冨祉センターその他 1らに類するもの	階数 2 以上かつ 1, 000 ㎡以上	階数 2 以上かつ 2, 000 ㎡以上	階数 2 以上かつ 5, 000 ㎡以上
定	推園、幼保連携型認 こども園、保育所	階数 2 以上かつ 500 ㎡以上	階数 2 以上かつ 750 ㎡以上	階数 2 以上かつ 1, 500 ㎡以上
博物館	勿館、美術館、図書	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上	階数 3 以上かつ 2,000 ㎡以上	階数 3 以上かつ 5,000 ㎡以上
遊打	支場	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上	階数 3 以上かつ 2, 000 ㎡以上	階数 3 以上かつ 5, 000 ㎡以上
	设 浴場	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上	階数 3 以上かつ 2,000 ㎡以上	階数 3 以上かつ 5, 000 ㎡以上
料り	食店、キャバレー、 理店、ナイトクラ ダンスホールその これらに類するもの	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上	階数 3 以上かつ 2, 000 ㎡以上	階数 3 以上かつ 5, 000 ㎡以上

理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上	階数 3 以上かつ 2,000 ㎡以上	階数 3 以上かつ 5,000 ㎡以上
工場(危険物の貯蔵場 又は処理場の用途に供 する建築物を除く)	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上		_
車両の停車場又は船舶 もしくは航空機の発着 場を構成する建築物で 旅客の乗降又は待合の 用に供するもの	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上	階数 3 以上かつ 2,000 ㎡以上	階数 3 以上かつ 5,000 ㎡以上
自動車車庫その他の自 動車又は自転車の停留 又は駐車のための施設	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上	階数 3 以上かつ 2,000 ㎡以上	階数 3 以上かつ 5,000 ㎡以上
保健所、税務署その他 これらに類する公益上 必要な建築物	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上	階数 3 以上かつ 2,000 ㎡以上	階数 3 以上かつ 5,000 ㎡以上
危険物の貯蔵場又は処 理場の用途に供する建 築物	政令で定める数量以 上の危険物を貯蔵、 処理する全ての建築 物	階数1以上かつ 500 ㎡以上	階数1以上かつ 5,000 ㎡以上 (敷地境界線から 一定距離以内に 存する建築物)

^{※1} 耐震改修促進法第 15条第 2項に基づく指示

4 計画期間

本計画の計画期間は、平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間と する。

また、社会情勢の変化、本計画の実施状況などに対応するため、適宜検証を行い、必要に応じて見直しを行う。

^{※2} 屋内運動場面積を含む

第2章 基本方針

1 想定される地震の規模・被害の状況

東京都が東日本大震災を踏まえ見直しを行った被害想定(「首都直下地震等による東京の被害想定」平成24年4月公表)によると、多摩直下地震(プレート境界多摩地震)及び立川断層帯地震が発生した場合、市の被害想定は、下表のようになる。

想定される地震の規模・被害

想定地震の種類	多摩直下地震			立。	川断層帯地	震
震源			東京都多	多摩地 域		
規模	マグニ	ニチュード	7. 3	マグニ	ニチュード	7. 4
震源の深さ	約 2	0 k m ~ 35	k m	約 2	2 k m ~ 20 l	< m
震度	6 強	(一部6分	豸)	6 強	(一部 7、6	弱)
風速			8m.			
発生時刻	冬の 5 時			冬の 5 時	冬の 12 時	冬の 18 時
死者	144 人	96 人	182 人	159 人	101 人	183 人
負傷者	1,877 人	1,336 人	1,764 人	2, 015 人	1, 402 人	1,816 人
避難者	37, 068 人	39, 263 人	50, 759 人	46, 605 人	48, 216 人	58, 129 人
帰宅困難者	_	38, 3	06 人	_	38, 3	06 人
建物全壊	2, 083 棟				2, 322 棟	
焼失建物	523 棟 1, 213 棟 4, 826 棟		522 棟	1, 059 棟	4, 364 棟	
エレベーター 閉じ込め	15 台	16 台	17 台	15 台	16 台	17 台

2 耐震化の現状

- 住宅については、約 83.3%が耐震性を満たしていると見込まれる。
- 民間特定建築物については、約 89.2%が耐震性を満たしていると 見込まれる。
- 〇 特定緊急輸送道路沿道建築物については、約 94.9%が耐震性を満たしている。
- O 防災上重要な市有建築物については、97.0%が耐震性を満たしている。

(1) 住宅の耐震化の現状

過去 2 回 (平成 20、25 年)の住宅・土地統計調査注1)を基に推計した平成 27 年度末現在の市内の住宅戸数は、約 84,000 戸と見込まれる。

東京都の耐震化率の推計方法に準じて算出すると、市内の住宅の耐震化率は、約83.3%であると見込まれる。

これまでの計画では、平成 27 年度までに耐震化率 95%とすることを目標とし、木造住宅耐震改修補助制度を創設するなど、重点的に耐震化施策を講じてきたが、建替えなどの自然更新が予測ほど進まず、この目標達成には至らなかった。

住宅の耐震化の現状 (平成 27 年度)

単位:戸

		住宅総数	耐震化	未耐震化	耐震化率
			住宅	住宅	
		A = (B + C)	В	С	(B/A)
平成 20 年住宅・土地統計調査	<u> </u>	76,420	60,683	15,727	79.4%
	木造	35,980	24,419	11,561	67.9%
	非木造	40,430	36,264	4,166	89.7%
平成 25 年住宅·土地統計調查	1	81,480	67,119	14,361	82.4%
	木造	41,560	30,327	11,233	73.0%
	非木造	39,920	36,792	3,128	92.2%
増減数(H20~25)		5,060	6,436	-1,366	-
年平均増減数(H20~25)		1,012	1,287	-273	_
平成 27 年度推計値(概数)		84,000	70,000	14,000	83.3%
	木造	44,000	33,000	11,000	75.0%
	非木造	40,000	37,000	3,000	92.5%

注1) 総務省統計局が5年ごとに実施する、住宅と世帯の居住状況などの実態を把握し、その現状と 推移を明らかにする調査。調査対象は、全国の世帯の中から統計的な方法により、約15分の1 の割合で無作為抽出される。

(2) 民間特定建築物の耐震化の現状

建築基準法に基づく特定建築物等定期調査報告注2)の結果によると、市内の民間特定建築物は、102棟あり、このうち昭和56年以前の建築物は46棟(45.1%)、昭和57年以降の建築物は56棟(54.9%)となる。

東京都の耐震化率の推計方法に準じて算出すると、民間特定建築物の耐震化率は、約89.2%と見込まれる。

これまでの計画では、平成 27 年度までに耐震化率 90%とすることを目標としてきた。耐震改修促進法に基づく指導・指示や要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断義務付けなども背景としつつ、一定程度耐震化が進んだ。

民間特定建築物の耐震化の現状 (平成 26 年度)

単位:棟

民間特定建築物	昭和 56 年 以前の建築	昭和 57 年 以後の建築	建築物数	耐震性を満 たす建築物	耐震化率
用途	物 A	物 B	C=(A+B)	数 D	(D/C)
防災上特に重要な建築物 (学校、病院など)	35	30	65	57	87.7%
要配慮者が 利用する建築物 (社会福祉施設など)	2	11	13	13	100%
不特定多数の者が 利用する建築物 (百貨店、ホテル、劇場など)	5	2	7	5	71.4%
その他の建築物	4	13	17	16	94.1%
合計	46	56	102	91	89.2%

[※] 東京都耐震改修促進計画 (平成 28 年 3 月改定) と同一の基礎資料を使用しているため、 平成 26 年度の推計値を現状の耐震化率とする。

注2) 建築基準法第 12 条第 1 項に基づく制度。不特定多数の者が利用する一定規模以上の建築物 所有者などは、維持管理状況を定期的に調査し、特定行政庁に報告しなければならない。

(3) 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の現状

東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例に 基づき、市内では小金井街道、府中街道、五日市街道、新青梅街道 及び青梅街道の一部が特定緊急輸送道路に指定されている。

東京都の調査結果によると、特定緊急輸送道路沿道の建築物注3)は、市内では 137 棟が対象となる。このうち、必要な耐震性を満たしている建築物は 130 棟 (94.9%)、必要な耐震性を満たしていない建築物(耐震診断未実施のものを含む。) は7棟(5.1%) である。

これまでの計画においては、対象建築物としての位置付けはなかったが、東京都条例及び耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられたほか、東京都と連携し耐震改修補助制度を創設するなど、耐震化に向け継続的に取り組んでいる。

特定緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化の現状 (平成 27 年度)

単位:棟

昭和 56 年以前 の建築物	昭和 57 年以後 の建築物	建築物数	耐震性を満たす 建築物数	耐震化率
Α	В	C = (A + B)	D	(D/C)
12	125	137	130	94.9%

- 注3)特定緊急輸送道路沿道の建築物は、次の全てに該当する建築物を指す。
 - 敷地が特定緊急輸送道路に接する建築物
 - ・道路幅員のおおむね2分の1以上の高さの建築物

(4) 防災上重要な市有建築物の耐震化の現状

市内の公共建築物のうち、防災上重要な市有建築物は、平成 27 年度末現在で 100 棟ある。このうち、必要な耐震性を満たしている建築物は 97 棟 (97.0%)、必要な耐震性を満たしていない建築物 (耐震診断未実施のものを含む。) は 3 棟 (3.0%) である。

これまでの計画では、平成 27 年度までに耐震化率 100%とすることを目標として重点的に耐震化に取り組み、小中学校の校舎、体育館などの耐震改修を完了したが、期間中の目標達成には至らなかった。

防災上重要な市有建築物の耐震化の現状 (平成 27 年度)

単位:棟

				<u> </u>	
	昭和 56 年	昭和 57 年	建築物数	耐震性を満た	耐震化率
建築物	以前の建築物	以後の建築物		す建築物数	
	Α	В	C=(A+B)	D	(D/C)
市役所本庁舎	0	1	1	1	100%
市民総合体育館	0	1	1	1	100%
小中学校校舎 (元気村含む)	24	4	28	28	100%
小中学校体育館	25	2	27	27	100%
公民館	6	5	11	8	72.7%
地域センター (東部市民センター含む)	0	20	20	20	100%
福祉施設	0	4	4	4	100%
消防団詰所	0	8	8	8	100%
合計	55	45	100	97	97.0%

[※] 平成 27 年度末時点で必要な耐震性を満たしていない建築物(耐震診断未実施のものを含む。) は、中央公民館、上水南公民館、花小金井南公民館の3棟である。

このうち、中央公民館は、耐震診断の結果、耐震性を満たしていないことが確認されたことなどを受け、平成 28 年 5 月に避難所の指定を解除した。耐震改修工事には、平成 29 年度に着手する予定である。

また、上水南公民館、花小金井南公民館については、平成 28 年度に耐震診断を実施し、必要な耐震性を満たしていることが確認された。

3 耐震化の目標

- 住宅については、平成 32 年度までに耐震化率を 95%とし、平成 37 年度までに耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標とする。
- 〇 民間特定建築物については、平成 32 年度までに耐震化率を 95%とし、平成 37 年度までに耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標とする。
- 〇 特定緊急輸送道路沿道建築物については、平成 31 年度までに特に 倒壊の危険性が高い建築物を解消し、平成 37 年度までに耐震化率 を 100%とすることを目標とする。
- O 防災上重要な市有建築物については、できるだけ早期に耐震化率 を 100%とすることを目標とする。

耐震化率の現状と目標

	耐震化率			
建築物の種類	現状	平成 32 年度	平成 37 年度	
	近1 人	目標	目標	
住宅宅	83.3%	95%	耐震性が不十分な	
E E	(平成 27 年度)	9370	ものをおおむね解消	
 民間特定建築物	89.2%	95%	耐震性が不十分な	
氏 间 符 足 连 架 初	(平成 26 年度)	9070	ものをおおむね解消	
特 定 緊 急 輸 送 道 路 沿 道 建 築 物	94.9% (平成 27 年度)	特に倒壊の危険性が 高い建築物の解消 (平成 31 年度)	100%	
防災上重要な市有建築物	97.0% (平成 27 年度)	100%(できるだけ 早期に)	_	

(参考) 東京都耐震改修促進計画(平成 28 年 3 月改定)における耐震化率の現状と目標

- 〇住宅について、耐震化率の現状 83.8% (平成 27 年 3 月) に対し、平成 32 年度末までに耐 震化率 95%以上の目標を掲げ、平成 37 年度末までに耐震性が不十分なものをおおむね解 消することを目指すとしている。
- 〇特定建築物について、耐震化率の現状 85.6% (平成 27 年 3 月) に対し、平成 32 年度末までに耐震化率 95%以上の目標を掲げ、平成 37 年度末までに 95%を超える耐震化率の達成を目指す(具体的な目標値は次回以降の計画改定時に定める) としている。
- 〇特定緊急輸送道路沿道建築物について、耐震化率の現状 80.9%(平成 27 年 12 月)に対し、平成 31 年度末までに耐震化率 90%以上、かつ、特に倒壊の危険性が高い建築物(Is値が 0.3 未満相当の建築物)を解消し、平成 37 年度末までに耐震化率 100%を達成することを目標としている。
- 〇防災上重要な公共建築物について、耐震化率の現状 96.7% (平成 27 年 3 月) に対し、平成 28 年度以降、できるだけ早期に耐震化率 100%を達成することを目標としている。

(1) 住宅の耐震化の目標

市民の生命や住宅を守り、市全体としての災害に強いまちの実現を目指すために、国の基本方針を踏まえ、平成 32 年度までに住宅の耐震化率を 95%とするとともに、平成 37 年度までに耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標とする。

(2) 民間特定建築物の耐震化の目標

民間特定建築物は、不特定多数の市民が利用しており、被災状況によっては甚大な被害が想定される。市民の生命の保護及び経済活動における減災を図るため、国の基本方針を踏まえ、平成 32 年度までに民間特定建築物の耐震化率を 95%とすることを目標とする。また、その後も耐震化を促進し、平成 37 年度までに耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標とする。

(3) 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の目標

特定緊急輸送道路沿道建築物は、倒壊して道路を閉塞することにより、救急救命活動や緊急支援物資の輸送、復旧復興に重大な影響を及ぼす可能性があることから、特に耐震化を図ることが必要なものである。

東京都と協調しつつ耐震化を進め、平成 31 年度までに特に倒壊の 危険性が高い建築物 (Is 値が 0.3 未満相当の建築物)を解消し、平 成 37 年度までに耐震化率を 100%とすることを目標とする。

(4) 防災上重要な市有建築物の耐震化の目標

防災上重要な市有建築物は、多数の市民に利用されることや、災害時の活動拠点や避難施設になることから、積極的に耐震化を促進することが重要である。

そのため、計画期間中、できるだけ早期に耐震化率を 100%とすることを目標とする。

第3章 耐震化の促進を図るための施策

1 基本的な取組方針

- (1) 建築物の耐震化は、自助・共助・公助の原則を踏まえ、その所有者が行うことを基本とする。
- (2) 建築物所有者が主体的に耐震化に取り組むことができるよう、市は、国及び東京都と連携し、耐震診断及び耐震改修についての普及 啓発に努めるとともに、財政的な支援を行う。
- (3) 耐震診断及び耐震改修を促進させるために、市は、関係団体と十分な連携を図る。

各当事者の役割分担

【小平市】

- ・耐震診断及び耐震改修の進捗状況について情報収集を行う。
- ・耐震化の情報提供、耐震相談などの支援を行う。

【東京都 (所管行政庁)】

- ・耐震改修促進法に基づく耐震改修計画の認定、指導、助言、指示、命令、公表などを行う。
- ・東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例に基づ く指導、助言、指示、命令、公表などを行う。
- ・建築基準法に基づく勧告又は命令を行う。

【建築物所有者】

・建築物所有者は、耐震診断及び耐震改修について、主体的に取り組むように努めるものとする。また、地震による建築物の倒壊などが、生命・財産はもとより、道路閉塞や出火など地域の安全性に重大な影響を及ぼす可能性のあることを十分に認識し、耐震化に努めるものとする。

関係団体との連携

・市は、建築関係団体などと連携し、団体が持つ専門的知見や人材ネットワークなどを活用しながら、本計画を実施する。

2 重点的に取り組むべき施策

(1) 木造住宅の耐震化

住宅、特に木造住宅は、倒壊や火災の延焼による人的、経済的被害の大きな原因である。この被害を減少させるために、広報やパンフレットなどを活用した啓発を図るとともに、耐震診断・耐震改修に対する補助などの支援を継続し、関係団体などと連携しながら耐震化の促進を図る。

(2) 公共建築物の耐震化

公共建築物は、平時から多くの市民が利用する一方、災害時には、 避難、救援救護活動の拠点となり、災害時の拠点施設としての機能 確保のために、十分な耐震性が必要となる。

市が所有する防災上重要な建築物については、計画期間中、できるだけ早期に耐震化を完了する。

市が所有するその他の建築物についても、できるだけ速やかに耐 震診断を行う。その結果から耐震改修の優先度を決定し、耐震化を 図る。

第4章 耐震化に係る総合的な施策の展開

1 耐震化に係る啓発

(1)普及啓発

ホームページや広報、パンフレットの配布、戸別訪問など様々な 方法や機会を活用し、耐震診断及び耐震改修に関する補助制度や支 援策などの情報提供を行い、耐震化の普及啓発を行う。

(2) 地域危険度の周知

東京都の地域危険度測定調査を活用し、地震に関する地域の危険度を周知することにより、耐震診断・耐震改修などの啓発を図る。

(3) 耐震相談、イベントの周知

耐震に係る個別相談窓口や耐震関連のイベントについて、東京都 や関係団体と連携しながら周知し、耐震化の機運向上を図る。

(4)情報提供の充実

防災マップの配布や小平市の被害想定の周知など、日々の備えに 役立つ情報を提供し、防災意識の向上を図る。

また、木造住宅の安価で信頼できる耐震改修工法・装置や、ビル・マンションの耐震改修の事例紹介など、東京都と連携して耐震改修に関する理解を深めるため役立つ情報を提供することにより、耐震化の促進を図る。

(5) 東京都耐震マーク表示制度の紹介

東京都と連携し、耐震性をわかりやすく掲出できる耐震マーク表示制度を紹介し、建築物所有者の耐震化に向けた意欲向上を図る。

(6)地域住民との連携

東京都や関係団体とともに、地域単位の取組みを支援する施策を 推進し、地域に根ざした防災市民組織など地域で活動している様々 な団体と連携を図り、より有効な地震対策に努める。

(7) 耐震改修促進税制の周知

平成 18 年度税制改正より、耐震改修促進税制が創設され、既存住宅を耐震改修した場合、その証明書を添付し確定申告などを行うことで、所得税の特別控除及び固定資産税の減額措置を受けられるようになっている。

耐震改修促進税制の利用について周知し、実質的な費用負担の軽減による耐震改修の促進を図る。

2 耐震化に対する支援

(1) 木造住宅に対する支援

ア 木造住宅の耐震診断

昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を得て建築され、かつ、 現に居住の用に供している木造住宅、共同住宅及び併用住宅に ついて、耐震診断を希望する場合、その費用の一部を補助する。

イ 木造住宅の耐震改修

耐震診断の結果、耐震改修が必要と認められた木造住宅について、耐震改修工事を行う場合、その費用の一部を補助する。

(2) 特定緊急輸送道路沿道建築物に対する支援

沿道建築物の耐震診断、補強設計、耐震改修などを行う場合、その費用の一部を補助し、耐震化促進を図る。

(3) 幹線道路沿道の建築物の耐震化

地震発生時に閉塞を防ぐべき道路沿道の建築物は、地震対策上、 重点的に耐震化を図る必要がある。

そのため、特定緊急輸送道路沿道建築物以外についても、耐震化が必要な建築物に対して、公共的な観点から必要な啓発活動や支援 策を検討する。

(4) 充実した相談体制の整備

住宅や建築物の耐震化を図る第一歩として、市民や事業者が気軽に相談できる環境整備を行うことが重要である。

そのために、関係団体と連携して、市民の耐震診断及び耐震改修に関する相談・助言の実施体制の整備を検討する。

3 総合的な安全対策など関連施策の推進

(1) 家具転倒防止対策

近年発生した大地震では、家具類の転倒や落下による負傷者が多く発生している。

そのため、家具の転倒防止対策の重要性に関する周知を図ってい く。

(2) 落下物対策

地震が発生した際、ビルの外壁、窓ガラス若しくは工作物などの 落下、又は天井の脱落による被害が発生する恐れがある。

そのため、震災時に外壁などが落下する恐れのある建築物の所有者に対して、東京都と連携し、点検・改修の実施の指導などを適切に対応していく。

(3) エレベーターの閉じ込め防止対策

多摩直下地震及び立川断層帯地震が発生した場合、市においても、 エレベーターの閉じ込め被害が想定されるため、利用時における地 震への正しい対処方法の周知など安全対策に係る情報提供を行う。

また、閉じ込め防止対策装置の設置促進について、必要に応じて東京都や関係機関と連携して、適切な措置を講じていく。

(4) ブロック塀の倒壊防止対策

多摩直下地震及び立川断層帯地震が発生した場合、ブロック塀の 倒壊による死傷者の発生が想定されている。また、倒壊により避難 や救助活動の妨げとなることも考えられる。

そのため、ブロック塀の撤去などの改善を行う場合に、費用の一部の補助を行う。

なお、生垣づくりや既存ブロック塀などを撤去して生垣にする場合にも、費用の一部を補助する。

小平市耐震改修促進計画(平成28年度~平成37年度)

平成 29 年 2 月

編集・発行 小平市都市開発部都市計画課

〒187-8701

東京都小平市小川町二丁目1333番地

T E L 042-346-9554

F A X 042-346-9513

電子メール toshikeikaku@city.kodaira.lg.jp